

議長（山本 陽一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

8番、藤田興一議員。

8番（藤田 興一君） 私からは、大きく分けて3点の事項を質問させていただきます。

まず、1つ目でございます。

その前に答弁者の方に、私は課部というふうに書いておきましたが、これは取り決めで部長の答弁、そして一問一答の時に課長級の答弁を受けるということでございましたのもので、訂正をしていただきました。

まず最初に、おわびを申し上げます。

1つ目でございますが、不燃ごみの回収改善についてということで、通告書の質問の趣旨でございますように、使い終わったスプレー缶やカセット式ガスボンベは、家庭ごみとして廃棄をされています。しかし処理場や運搬車、そして処理するときの穴開け時に火災・爆発・人身事故等が他の自治体で発生しております。同様な事故も東員町においても発生しております。

このような事故を未然に防ぐために、今の不燃ごみとしての出し方、回収について、いいものかどうかという疑惑を持ちましたもので、以下の3点を案として、行政の改善の案をお聞きしたいと思っております。

まずその1つとしては、このスプレー缶というものは発火性のものがございます。そういう発火性のあるスプレー缶等を、今、不燃ごみとして一緒に提出されているものを、別個に専用の袋等にて出すことができないのか。

2つ目には、回収にはパッカー車を使用しております。そのパッカー車の圧によって、金属の火花によって爆発事故等も生じております。幸いにも大きな事故等はありませんけれども、数回の爆発事故が発生しております。そういう意味において、パッカー車を使用しないほかの回収方法はないのか。

3点目は、缶の構造、それから処理方法の徹底したマニュアルの作成・配布をして、そしてスプレー缶はいかに恐いかという認識を住民にアピールする必要はないのか。これは一つの私の案でございます。

今後またさらに危険性が感じられますスプレー缶の回収並びに出し方について、東員町のお考えをお聞きしたいと思います。

生活福祉部長に答弁のほどを、お願い申し上げます。

議長（山本 陽一郎君） 廣田勇生活福祉部長。

生活福祉部長（廣田 勇君） 藤田議員の、不燃ごみの回収改善についてのご質問にお答えを申し上げます。

先般のごみ収集車の火災の件につきまして、状況を申し上げますと、1月29日の午前10時半ごろ、城山1・2丁目の不燃ごみの回収を終えた後、運転中にスプ

レー缶の破裂音がし、後部から間もなく煙が上がり始めたことから、城山球場付近の安全な場所に収集車を停止させ、回収したごみ袋をすべて外に出し、消火器による初期消火を行うとともに、関係機関と連絡を取りながら、消防署による迅速な消火作業により、午前11時ごろにはほぼ鎮火をいたしました。

そして、何よりも作業員の方にけががなかったのは不幸中の幸いでございました。今回の火災は、議員もご指摘のとおり、不燃用ごみ袋の中に、中身を完全に使い切らずに出されたスプレー缶や、穴の空いていないカセットボンベが多数発見されたことなどから、ごみ収集車内において、缶から漏れ出たガスに引火したのが原因ではないかと考えております。

私どもも火災事故の後、委託先のシルバー人材センターで毎月開催されております「安全会議」の場で、就業マニュアルや緊急時の連絡体制の再確認と、火災の未然防止対策について、協議をさせていただいたところでございます。

その中で住民に対して再度、広報等で周知徹底を図ることと、ガスが残った状態で缶を出される方に対しては、ごみ袋の回収を行わない「警告シール」などの強化を図ってまいります。

また、私どもが検討しておりますのは、議員からご提案の3つの案以外にも、例えば町民にガス抜き用器具の購入のあっせんをするとか、スプレー缶を不燃物の日に出さず、缶・ビンの日に出していただくとか、また不燃ごみの回収日に、住民の方に当番制で指導を行っていただいたりしてはどうかなどなど、いろいろな対策案を先進地の事例も参考にしつつ、調査・検討をいたしております。

ただ、ご承知のように、私どもは現在2市2町で構成いたしております桑名広域清掃事業組合の問題として、構成市町が共同で取り組んでいくことも一案ではないかとも考えております。

いずれにいたしましても、これらの案を仮に実施する場合には、住民の皆様や自治会の協力なくして、今回の問題を解決することはできません。安全に廃棄されていれば何の問題もないことが、一部の方のルール違反により、不燃ごみを回収する作業員の方はもとより、地域住民の皆様にも危険が及ぶことも考えられます。

何よりも、個人一人一人が責任を持って「ごみの分別と出す時のマナー」を守っていただくことこそが一番重要であると考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

そして、この場をおかりいたしまして、町民の皆様に改めてお願いをいたします。スプレー缶やガスボンベは爆発の危険がありますので、中身を完全に使い切り、缶は必ず、穴を開けてお出しいただくことを強くお願いを申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（山本 陽一郎君）

藤田興一議員。

8番（藤田 興一君）

今、答弁をいただいたわけですが、現状でいかれる

というようなふうを受けとめました。

ただ、ここでスプレー缶というのはどういうものかということ、先ほど部長おっしゃられましたが、スプレー缶の構造とか、その恐さというのを、やはり住民に徹底する必要があるんじゃないかというふうに思っております。

国民生活センターという国の機構で、このスプレー缶の破裂・爆発についての文章が出ております。その中でスプレー缶というものの中には、髪の毛を固くしたりするようなヘアケア用品、それから塗料、殺虫剤とか自動車用品、洗浄剤と、多種にわたって使われておるわけでございます。

その構造としてみれば、昔は中がフロンガスであったということで、これがオゾン層を壊すということで、現在はプロパンガス並びにジメチルエーテルという2つの噴射剤といいますか、これが使用されておると。

このスプレー缶の構造からいきますと、今、東員町においてはそっくりガス抜きをやって、そして出していますね。ただ、スプレー缶の構造からいきますと、キャップがついていますね。キャップがついてレバーのところにボタン、これもプラスチックである。それを押すことによって噴射されるチューブがあります。これもプラスチックでできているわけです。東員町において、これを不燃ごみとしておりますね。

ここに「ごみの出し方」という、東員町が各家庭に配付いたしておりますものがあります。その4ページに、不燃ごみとして出せる物として、ガラス製品、鏡、陶磁器、化粧ビン、時計、植木鉢、小型電気製品、そしてスプレーとあるわけですね。その中にスプレーの出し方のルールとマナーとして、ほんの3行でこういうことが書いてあります。

塗料用などのスプレー缶は中身を使い切り、穴を空けてから出してください。そしてずっと末尾の方に、あいうえお順に、ごみ品目別一覧表ということで書いてあります。その中のスプレーというところを見ますと、同じように処置というのが書いてあります。これがまず東員町のやり方ですね。

さらには、これだけ大きな処理だからということで、各戸に貼るように、こういうものも配付されております。我が家もこれをごみ箱のところに貼っておるわけですが、この中にも同じように不燃ごみとして使っておられます。

ということは先ほど私が言いましたようにミックスして出す。その中で東員町は穴を空けて出すと。ところが穴を空けて出しても、穴によっては、まだ残留している場合があるわけです。そういうものが3つも4つも重なると、先ほど言いましたような破裂の原因になるということでございます。

それで1番目に申し上げましたスプレー缶、これを別個の袋に出して、そして先ほど言われましたように別の日、ビン・缶の日に別個にしていきたい。そうすると透明ですから、そこに穴が空いているかどうかというのも確認できます。

それともう一つ、先ほど言いましたように、これは不燃ごみではなくて資源ごみではないかと思うんですね。今言ったように、スプレー缶はアルミ等でできておりますが、先ほど言いましたようにプラスチックもある。そうすると、プラスチックはプラスチックの方へ分別回収できると思う。それをやることによって、エア抜きができるのです。東員町の場合はふた付きでポンと出していますね。多分そうですね。そこに大きなミスがあるわけです。中身は取れません。プラスチックは、穴を空けて壊せばできますけど、ふたはポンと取れます。それから押すボタン、これもプラスチックですからポンと抜けます。それを逆さにさせればエアが抜けるのです。

というふうに、今、不燃ごみではなくて、これを資源ごみという形で切り換えれば、そういう分別をやります。そうすると、そこに必然的に穴を空けないといかんという認識がありますから、そこで処理中の事故とか、回収の事故とかいうものはないと思います。

まずそこで部長にお聞きしたいのですが、東員町として、先ほど言いました不燃ごみが4種類・5種類ある中において、ミックスして出すのではなくして、本当にこれは大きな事故があった場合には大変でございます。ということから、スプレー缶の別途の出し方、そしてこれを不燃ごみではなくして、資源ごみという形での分別収集はできないものか。先ほど言われましたように、広域との関係がございましょう。だけどそれはそれとして、東員町としてそういう出し方、分別というものに関してどういうお考えをお持ちか、お答え願いたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 廣田勇生活福祉部長。

生活福祉部長（廣田 勇君） まず、出し方でございますけれども、今現在出しておるのは、穴を空けてということで徹底するように、毎回のように広報やホームページ等で周知を図っておるところでございますけれども、やはり不燃ごみの袋の中には、穴が空けてないスプレー缶が混じっていることもございます。それを徹底するのはなかなか難しいことかなというふうに思っておりますけれども、先ほども答弁をさせていただいたように、全部、袋の中が見えるような形で収集をする。

と言いますと、例えば先ほども答弁をさせていただきましたけれども、ビン・缶の回収日に箱を置いて、その中へ入れていただく。そうすると、大体のスプレー缶が目に見えるということもありますので、そのところも、これから他市町とも連携をしながら研究・検討を早急にさせていただきたいと思います。

そして、先ほどの資源ごみとなるのではないかということとも、並行して進めさせていただきますらと思っておりますので、よろしく願います。

議長（山本 陽一郎君） 藤田興一議員。

8番（藤田 興一君） そういう改善を一刻も早くしていただきたいということをお願いいたしますとともに、全国的にスプレー缶等の処理の状況を見ますと、今、部長がおっしゃられましたように2通りあるのですね。穴を空けて出す、使い切っ

て出す、この2通りなんですね。先ほど言いましたように、どっちかと言うと穴を空けて出す出し方が多いと。これは各自治体によって千差万別でございます。ただ、やり方としてはその2種類ぐらいではないかなというふうに思います。

それともう1つは、今言ったように、これを不燃ごみにするか資源ごみにするかという大きな違いがございます。

それで、私がこれをなぜ言っているかといいますと、今、事故は小という段階でとまっております。これが過去に2～3回ありましたね。パッカー車だけの事故ではなくて、本当に目に見えない、例えば僕たちもつぶした時に、使い切ったと思っても、やはり残っているわけですね。その残留が、穴を開けた時にシュッと物すごい音がする。その時に目にかかったりすることもあるわけです。それからいろんなデータを見ますと、火のところとか、いろんなところでやると、そこで爆発したとかというようなことも聞いております。

よく最近の事故で、携帯用のガスコンロがありますね。大きな鍋でやると、横にガスコンロ、それが加熱して爆発するというケースが物すごく多いわけですね。小さい鍋だったらいいんですけど。

そういうふうに、何も収集時におけるパッカー車の事故だけではなくして、置き方の問題、それから穴空け時の事故というのが結構全国的にもあるということで、事故ということを前提に考えて、さらなる改善をしていただきたいというふうに思っております。

先ほど私が申し上げましたように、国民生活センターというものがあって、それから引っ張り出したものですけど、ここにスプレー缶の基本的構造というのがあるわけですね。どういう形で中身が構成されているかということを考えますと、スプレー缶というのは恐いなという認識を住民の方にしていきたい。

というのは先ほど言いましたように、これだけの資料ではわからないわけですよ。単なる穴空けで出してくださいということで。要するに爆発物である、危険物であるという認識をするには、やはりもう少し住民の方に、こんな小さな出し方とか絵を書くのではなくて、文章等で、先ほども部長答えられましたけど、そういうものをこれが改善されるまでに、それだけでも各戸配付ぐらいでお示し願いたいと思いますが、その辺はできませんでしょうか。

それともう1つは、部長の言葉の最後に、いつもご理解賜りますようにと皆さん方おっしゃられます。その言葉をいただかないと私はご理解しませんから、再度、部長の答弁をお願いします。

議長（山本 陽一郎君） 廣田勇生活福祉部長。

生活福祉部長（廣田 勇君） 3月の広報とういんにも、先日のごみの関係の記事を載せさせていただきました。写真を3枚載せて、火災の現場の写真、そして空けてないスプレー缶が入っておる状況等を載せさせていただいたところでござ

います。そしてスプレー缶も載せさせていただいた。

これにつきましても、先ほど議員もおっしゃられたように、もっと詳しい穴の空け方、完全に使い切って穴を空けることの徹底をするような周知も、これからしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（山本 陽一郎君） 藤田興一議員。

8番（藤田 興一君） 町長がいつもおっしゃられております安心・安全、これも安全の対策だと思いますので、早急なる対策をしていただきたいということをお願い申し上げまして、1点目の質問を終わらせていただきます。

2点目でございます。

各自治会等に回覧物が月2回回っております。その回覧物の資料添付についての質問をさせていただきます。

各自治会に配付される回覧物は多種に及ぶものでございますが、役場からの回覧に、こういうふうに町民の皆さんのご意見をお寄せくださいとか、意見を述べるための資料の閲覧方法ですが、町のホームページに載ってますとか、何々課及び笹尾連絡所などへ連絡くださいというふうなことが書かれております。内容によってはその程度ですみます。

ただ、先ほど出されました障がい児者の件ですかね、これから5年間、こういうものの素案に対する町民の意見等々があり、中身を読みますと50ページにも及ぶ。もう1つの書類によっては120ページにも及ぶ。これを今言ったような閲覧方法で本当に十分な閲覧ができて、住民の声が上に上がるかという疑問を抱きます。

そういう何十ページにも及ぶ書類を回覧に添付するのは大変でございましょうから、意見を住民からいただくときに、こういうふうに住民が何十ページに及ぶものを読んで意見を出せるような資料等を各自治会に、住民の数によって違いますが、各自治会の住民の数によって数冊ずつ置いて、そして意見を述べる方が手短かにそれをお借りして読んでいくと。そういうような配慮ができないのかということでございます。

例えば今、3月ですが、2月の第3金曜日かな、その前に出た回覧なんですね。ここにこういうことがあるんですね。東員町障がい者計画の素案に町民の皆さんのご意見をお寄せくださいというタイトルの中で、先ほど言いましたように閲覧方法、ホームページから何々、福祉課、笹尾連絡所、期間は2月10日から2月24日の2週間。

ところが先ほど言いましたように、東員町障がい者計画の素案というのは50ページにも及ぶわけです。これをホームページから出せと。パソコンを持ってない方はどういうふうに関覧するんだ。

では、ホームページで閲覧できない方は、先ほど言いましたように各課、ここで

は福祉課ですね、それから笹尾連絡所に行ってくださいということが書いてあるわけです。そこで閲覧して、50ページのものをお借りできるかといったら、それはわかりませんが、そういう非常に不親切な回覧、そして住民への意見の聴取をされておられる。非常に遺憾と思います。

そういうことに関して、トータル的に今は生活福祉課のことを言いましたけども、そうではなくて、回覧というものは総務関係が担当だと思いますもので、総務部長にその辺のご見解をお示し願いたいと思っております。

よろしく申し上げます。

議長（山本 陽一郎君） 藤井浩二総務部長。

総務部長（藤井 浩二君） 藤田議員のご質問にお答え申し上げます。

現在、町の基本的な制度や、基本政策を定める計画など、重要な事柄につきましては、平成20年度に制定いたしました「東員町町民意見（パブリックコメント）制度に関する要綱」に基づきまして、ホームページへの掲載や、役場、連絡所での閲覧により、町民の皆さんに周知し、意見やご要望をいただいているところでございます。

また、町の重要な計画等を策定する時には、公募などにより策定委員を募集し、計画づくりから町民の皆さんに参画いただいているところでございます。

多くの町民の方のご意見やご要望を積極的に町政に反映させることにより、透明性や公平性の向上を図っていくことは、町民の町政への参画という面や、町民の皆さんとパートナーシップを形成していく上でも大変重要であると考えております。

しかしながら、ご質問にもありますように、こういった計画書などは非常にボリュームもございまして、町民の皆様が身近に自由に閲覧できるには困難な部分もございまして、

しかしながら、より多くの町民の皆さんが閲覧していただくため、土曜・日曜日も開館しております図書館も閲覧場所として設けることを、まずは検討させていただきたいと考えております。

また、ご提案をいただきました自治会を通じた方法につきましては、自治会に大変なご負担をおかけすることとなりますので、一度、自治会長会にご相談をさせていただきたいと考えております。

よろしくお願いを申し上げます。

議長（山本 陽一郎君） 藤田興一議員。

8番（藤田 興一君） ご立派な答弁をいただいたんですけど、1点、2点、説明の中で気になった点がございまして、

先ほど部長がおっしゃられましたように、回覧というのは、中身によっては町民の参画権を求められるということでございます。その町民の参画権に関して、今、私が一例を申し上げました。東員町障がい者指針の件に関して、先ほどおっしゃら

れましたパブリックコメント式でいくなれば、何人の方が今回意見を寄せられましたか、お答え願います。

議長（山本 陽一郎君） 廣田勇生活福祉部長。

生活福祉部長（廣田 勇君） 障がい者計画についてのパブリックコメントは、3名の方からいただいております。

議長（山本 陽一郎君） 藤田興一議員。

8番（藤田 興一君） 期間がわずか2週間、今、生活福祉部長に話を振ってますけども、やっぱりそこですね。2万6,000人の中に老若男女がおられます。その中から3人なんです。3人の方が、どのような閲覧をされたか知りません。けどパソコンといたって、本があるのとパソコンでは非常に見方が違う。パソコンで一気に何ページ戻るにしたって、非常に難しい操作が要るということで。

3人なんです。先ほど言いましたように、町民の参画ということを要求するならば、やはりそこに回覧して閲覧して、住民が参画する手法が何か欠けているのではないか。だから3人しかいない。

我々議員にも課から説明がございました。締め切りは先月24日ということを行いました。議員も何人出したか知りません。ただ、住民から3人というのはいかなものかと思いますが、その辺に関して、これは生活福祉部長への質問でございますが、私が今聞いているのは、総務課として、こういうものをどんどん出される上において、こういうことを一例として私は挙げているわけです。

先ほどおっしゃられましたように、今、自治会の方へ負担がかかる。私はかかる必要はないと思う。何十冊というものを自治会長の家に置くならまだしも、世帯数に合わせて3冊か5冊あれば、大きいところでも十分ではないかと。それが自治会の負担になるだろうか。それは私はないと思う。

それともう1つは、こういう問題に関して、住民の方から自治会長、これどうなんでしょうかと言われて、自治会長が答弁できる方、何人いらっしゃるでしょう。自治会長会において、こういうものは説明されておられると思います。だから私は総務部長に質問しているわけですが、さらにそういう回覧の中身、添付資料について、さらなる対応に関しての返答を、いま一度、お願い申し上げます。

議長（山本 陽一郎君） 藤井総務部長。

総務部長（藤井 浩二君） お答えを申し上げます。

まず、パブリックコメント制度でございますが、先ほど申し上げましたとおり、平成20年からようやく始まりました制度でございます。まだ2年を経過したところでございます。ご意見をたくさんいただきながら、さらに成熟した制度、いわゆるどこが一番見やすいのか、皆さんにとって何が一番いいのかということは、私も日々研究をしまっている所存でございます。

しかしながら、先ほど自治会にご負担をとということは、私の考え方でございませ



て、先ほども答弁させていただきましたとおり、一度、自治会長会に諮っていただきまして、その辺を検討していただきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

議長（山本 陽一郎君） 藤田興一議員。

8番（藤田 興一君） そういうことで、回覧の中身によっては本当に素通りということがございます。先ほど部長がおっしゃられました住民の参画権、パブリックコメントをいかに利用するかということに関しては、さらなる改良をしていただきたいというふうにお願いを申し上げまして、3番目に入らせていただきます。

空き家・空き地の情報について、質問をさせていただきます。

空き家・空き地情報バンク制度の現状と対策について、以下の4点についての質問をさせていただきます。

空き家・空き地情報バンク制度が導入されましたが、その後の成果と申しますか、累計結果はどうなっているのかを、現状報告をしていただきたいと思っております。

2番目に、このバンク制度の中に媒介協力会員及び協力業者として31の会社がございます。その31の会社と東員町との関連、そして協力業者31の方々の成果をお教え願いたいと思っております。

3つ目に、土地・建物に関する不動産のチラシが、特に土曜日とか日曜日には各家に新聞で折り込みが入っております。そういう不動産業者と提携して、先ほどから人口増加に関して、各議員からもいろんな質問があります。そして東員町に現在つくられました若者定住促進奨励金制度を、こういう不動産業者と提携して、チラシにこういう制度もあるよというような刷り込みを行い、奨励金制度の活用を望むとともに、職員も営業マンとなって活動をしていただきたい、そういうことに関しての所見を持っておられるのかをお聞きしたいと思っております。

4つ目でございますが、こういうふうには制度条例の制定は作成されております。そして新聞にも載っております。私から言わせれば、これは単なる机上作戦ではない。一番の結果と関連してどうかと思っておりますが、決していい結果は出てないというふうに思っております。だから先ほど3つを申し上げました中に、職員は営業マンたれ、その気持ちが必要かと思っております。

私事になりますが、私が現役のころ、よく現場に行くときにボーリングをやっております。その時にある上司が来て、「藤田、どこの道を通っているのだ」ということで、「いや、こう通っています」、「あそこはボーリングをやっていたな」、「やりますよ」と言いましたら物すごく怒られました。要するに土木とか建築をやるときには、必ずボーリング調査をやらなければいけない。そのボーリング調査をやっているときに、これは何の調査ですかということを知るのが営業マンだと。土木だから技術だけではダメだ、そういうものを情報として流して、それを我々営業マンが動くんだというふうには、その当時の上司から怒られましたことを、今、切に思っ

おります。

それを今の4番に置きかえるならば、机上作戦できれいごとを言うのではなくして、営業マンとしても動く必要があるのではないかというふうに思っております。

以上の4点について、建設部長のご答弁をお願いしたいと思っております。

議長（山本 陽一郎君） 水谷史郎建設部長。

建設部長（水谷 史郎君） ただいまいただきました、空き家・空き地情報に関するご質問にお答えを申し上げます。

空き家・空き地情報バンク制度は、平成20年12月に要綱を整備させていただきまして、空き家等の有効活用と定住促進によって地域が活性化することを目指して制定をさせていただきました。

売却や賃貸を希望する空き家・空き地の所有者の方から申し込みを受けた情報を紹介させていただきまして、購入や賃貸により、東員町に住むことを希望される方を結びつける制度となっております。

ご質問の現在ホームページで紹介を行っている物件は、売却を希望される方が土地つき中古住宅1件、土地が2件で、土地、または住宅を求めていらっしゃる方は5件となっております。このうち、土地つきの中古住宅1件の売買が成立となったところでございます。

土地・建物の交渉を希望される場合は、町から希望者に所有者の連絡方法等をご案内申し上げまして、当事者間での交渉、契約を行っていただきますが、所有者が仲介を希望される場合には、社団法人全日本不動産協会三重県本部、社団法人三重県宅地建物取引業協会の会員の方々をご紹介申し上げます。売買が成立しました先ほどの1件につきましても、この仲介によるところでございます。

啓発につきましても、昨年6月に、笹尾・城山地区の空き地所有者の方に、直接この制度のご案内を申し上げたところでございます。この制度や若者定住促進奨励金制度を含めまして、東員町の独自制度をご紹介できるようなパンフレット等を予定をさせていただいております。住みやすい東員町をPRしてまいりたいと考えておるところでございます。

また、先ほどご指摘をいただきましたPDCAサイクルでございますが、継続的な改善を行っていく上では非常に有効な手法だと認識しております。計画を実行していく上で当然不可欠な行程でございます。評価する上で、こういった事業につきましても、目に見えた成果としてとらえにくい部分もございまして、評価は実行力の改善策を打ち出す最も重要な要素でございますので、事業の推進を図る上で点検を行ってまいりたいと思います。

人口増から減少への転換、急速な少子高齢化の進展など、状況が非常に大きく変化していく中で、これからも独自の施策を講じまして、継続性のある改善、努力をしてまいりたいと思いますので、どうかご支援を賜りますようよろしくお願いを申

上げます。

議長（山本 陽一郎君） 藤田興一議員。

8番（藤田 興一君） 今、部長の答弁をいただいたんですけど、私の聞き間違いか知りませんが、結果は先ほどご説明のとおりで、インターネットにも出ております。

2番目と3番目についての答弁はありましたかね。媒介協力会社等の31会社がある。それは東員町との関係はどうかということと、チラシ等に奨励金制度があるよということとを不動産会社と提携して、そういうものを折り込んで協力し合えないか、その2点に関して答弁漏れがございませんでしたか。あれば、再度答弁願いたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 水谷史郎建設部長。

建設部長（水谷 史郎君） 先ほどご答弁申し上げました中で、若干触れさせていただきましたけども、具体的にホームページにもご指摘の業者、紹介をさせていただいておりますけども、この制度自体があくまでも情報の提供ということで、個々の業者と私どもの直接の話し合いというのは、今まではございません。あくまでも協会と、お話をさせていただいたところでございます。

それとご指摘いただきましたように、最近、住宅のチラシ、民間のチラシが入っております。これについての情報の提供でございますけども、先ほども申し上げましたように、独自のパンフレット、または北勢線の車内とか、そういった駅、こういったものについて、来年度PRを図りたいなというふうに考えておりますけども、広告等に入っております住宅の情報とあわせてということについては、今現在考えておりませんが、一度契約を締結しております業者と、協会と、こういったご相談も申し上げたらいいなというふうに思っておりますので、お願い申し上げたいと思います。

議長（山本 陽一郎君） 藤田興一議員。

8番（藤田 興一君） ここに最近のチラシを持ってきたんですけども、不動産会社の名前を言うわけにはいきませんが、例えばローマ字で言うと、SUMIなんだけども、そこにも城山・笹尾と書いてあるんですね。例えば城山だったら1,280万円だと。ここに書いてあるのが物件概要として4LDKですよ、バス停から何分ですよ。こういったところに、先ほど言ったように結構大きな不動産会社が入ってます。その中に個人的なものもありますけども、不動産の看板を見れば、その会社がどういうものかというのがわかりますから、そういうところと提携していけば、結構これにリンクできるんですね。そのリンク性を持っていただきたいということなんです。

先ほど言いましたように個々の媒介業者といいますか、協力業者、これはあくまでも協力であって、ここらの不動産会社がこういうチラシを出しているかという、

結構出してませんよね。これはこれで必要だと思いますけども、こういうふうに大手の不動産会社が結構出ておりますので、そういうところとリンクして、そしてここに書くことによって物すごく効果があると思うんです。それが、私が今言うように営業ではないか。その辺どうですか。再度改めて、できるかできないか。

議長（山本 陽一郎君） 水谷史郎建設部長。

建設部長（水谷 史郎君） ありがとうございます。

確かに最近の広告の中には非常に住宅の情報が入っております。

先ほど申し上げましたように、個々の不動産業者をとらえて、私どもの方と交渉をするというのは非常に難しいと思います。だから先ほどいただいたご提案も含めて、今現在契約を提携しております協会と一度お話をさせていただきたいと。協会でお話をさせていただいて、協会加入の業者、ホームページにも載せておりますけども、この業者にPRする段階で私どもの方の情報を提供していただくように、協会を通じてお願い申し上げたいと思います。

それともう1点、先ほどPRの仕方、また職員の認識についてもご意見をいただきましたけども、私どもの方のホームページ自体にも、こういった物件の件数だけしか載せておりませんので、ほかの例も参考にしながら、もしそういった申し込みの方がご理解をいただけるのであれば、これについての写真等をホームページにあわせて載せる、こういった方法もやっていったらいいのではないかと、今検討しておりますので、またご提案をいただきたいというふうに思います。

議長（山本 陽一郎君） 藤田興一議員。

8番（藤田 興一君） これも結果的に、先ほど伊藤議員もおっしゃられた若者向けの賃貸住宅をつくったらどうかと。要するに我々が要求しているのは、町長の所信にもございます人口3万人、非常に難しいノルマだと思います。それに向けて、10人でも20人でも30人でも、少しでも多くするために、我々はこの案を出しているわけです。そういう我々の意向もくんでいただいて、我々もこういうチラシを見ながら勉強しているわけですよ。こういうことをやったらどうだろうか。

難しい面があろうと思います。難しいのではなくて、目的は一緒なんです。人口増なんです。人口増を図るために、手段を選ぶ必要はないと思います。当たって砕けるなのです。それでだめだったら、いた仕方ないでしょう。そういう机上作戦だったらだれでもできます。そうじゃなくて町長以下、皆さん方が一致団結して、人口増加を図るためにはこうするんだと。そこにPDCAという手法があるんじゃないか、これをやっていただきたい。

今、私はしてないか知りませんが、Pしかない。PLANしかないんですよ。DOもいってない。ましてCHECK、ACTIONというのもない。それではちょっと物足りないというふうに思っております。これは建設部長だけに言うのでは

なくして、執行部の皆さん方に、本当に人口増を図るためには、皆さん方のお力添えもいただきながら、我々も協力していく所存でございますので、ぜひとも人口増に向けて協力し合っていきたいというふうに思っております。

以上をもって、私の質問を終わらせていただきます。